

【公開版】

提出年月日	令和4年7月11日 R0
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

廃棄物管理施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

目 次

1 章 基準適合性

1. 概要

2. 基本方針

3. 設計活動に係る品質管理の実績

3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

3.1.1 設計に係る組織

3.1.2 調達に係る組織

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

3.3.1 設計に用いる情報の明確化

3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

3.3.3 設計における変更

3.4 本申請における調達管理の方法

3.4.1 供給者の技術的評価

3.4.2 供給者の選定

3.4.3 調達管理

3.4.4 請負会社他品質監査

3.5 本申請における文書及び記録の管理

3.6 本申請における不適合管理

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

- 4.2 その後の設計，工事等の各段階とその審査
 - 4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用
 - 4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査
- 4.3 その後の設計に係る品質管理の方法
 - 4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化
 - 4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定
 - 4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証
 - 4.3.4 設計における変更
- 4.4 工事に係る品質管理の方法
 - 4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）
 - 4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施
- 4.5 使用前事業者検査の方法
 - 4.5.1 使用前事業者検査での確認事項
 - 4.5.2 使用前事業者検査の計画
 - 4.5.3 検査計画の管理
 - 4.5.4 使用前事業者検査の実施
- 4.6 設工認における調達管理の方法
 - 4.6.1 供給者の技術的評価
 - 4.6.2 供給者の選定
 - 4.6.3 調達物品等の調達管理
 - 4.6.4 請負会社他品質監査
- 4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理
- 4.8 その後の不適合管理
- 5. 適合性確認対象設備の施設管理

表

第3.1-1表 設計及び調達の実施の体制

第3.2-1表 本申請における設計の各段階及び調達（事業変更許可本文六号との関係）

図

第3.1-1図 組織図

2章 補足説明資料

令和4年7月11日 R0

1章 基準適合性

1. 概要

本説明書は、変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、廃棄物管理施設の当該事業変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計，工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」，「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第10号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、廃棄物管理事業変更許可申請書本文における六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「事業変更許可本文六号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

設計及び調達は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。

（補足説明資料1-1）

また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）及び調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

（補足説明資料1-1）

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計及び調達について、責任と権限を持つ。

3.1.1 設計に係る組織

設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

（補足説明資料1-1）

3.1.2 調達に係る組織

調達は、第3.1-1表に示す組織の調達を主管する箇所で実施する。

（補足説明資料1-1）

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、事業変更許可本文六号「G. c. 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階及び調達と事業変更許可本文六号との関係を第3.2-1表に示す。

設計を主管する箇所の長は、第3.2-1表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

また、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

（補足説明資料2-1）

3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

（補足説明資料2-2）

3.3.1 設計に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計に用いる情報を明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

(1) 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において申請書作成のための設計を実施した。

(補足説明資料2-3)

(補足説明資料2-4)

(2) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。ただし、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-4)

(3) 申請書の作成

事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所

の長が実施する本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な申請書を作成する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-5)

(4) 申請書の承認

事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、本申請に必要な申請書を、貯蔵管理安全委員会及び品質・保安会議へ付議し、審議を受ける。

また、事業許可に係る官庁申請を主管する箇所の長は、貯蔵管理安全委員会及び品質・保安会議の審議を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-6)

(補足説明資料2-7)

(補足説明資料2-8)

3.3.3 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料2-9)

3.4 本申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、以下に示す

管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。

3.4.3 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照)

(2) 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.4.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

3.5 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(補足説明資料3-1)

3.6 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項につい

ては、事業変更許可本文六号に基づき以下のとおり実施する。

4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

その後の工事等の活動は、第3.1-1図に示す組織に係る体制で実施する。

4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査

4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは、廃棄物管理施設の安全上の重要度に応じて行う。

4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査

設計又は工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

4.3 その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確に

する。

4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプット

に対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

(5) 設工認申請書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が実施する設計からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。

(6) 設工認申請書の承認

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認申請書を貯蔵管理安全委員会へ付議し、審議を受けた後に承認を得る。

4.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

4.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。

4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

4.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事实施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

4.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

4.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合

していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

4.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

4.5.4 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

4.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

4.6.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品等を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。

4.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「4.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

調達を主管する箇所の長は、供給者に対して品質保証計画書を提出させ審査する。

4.6.3 調達物品等の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達物品等要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達物品等の管理」参照）

(2) 調達物品等の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達物品等が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達物品等の検証

調達を主管する箇所の長は、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

4.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負

会社他品質監査を実施する。

4.7 その後の設計，工事等における文書及び記録の管理

その後の設計，工事等における文書及び記録については，事業変更許可本文六号に示す文書，それらに基づき作成される品質記録であり，これらを適切に管理する。

4.8 その後の不適合管理

その後の設計，工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。

5. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は，適合性確認対象設備について，技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し，適合性確認対象設備の使用開始後においては，施設管理に係る業務プロセスに基づき廃棄物管理施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより，適合性を維持する。

(補足説明資料4-1)

第 3.1-1 表 設計及び調達の実施の体制

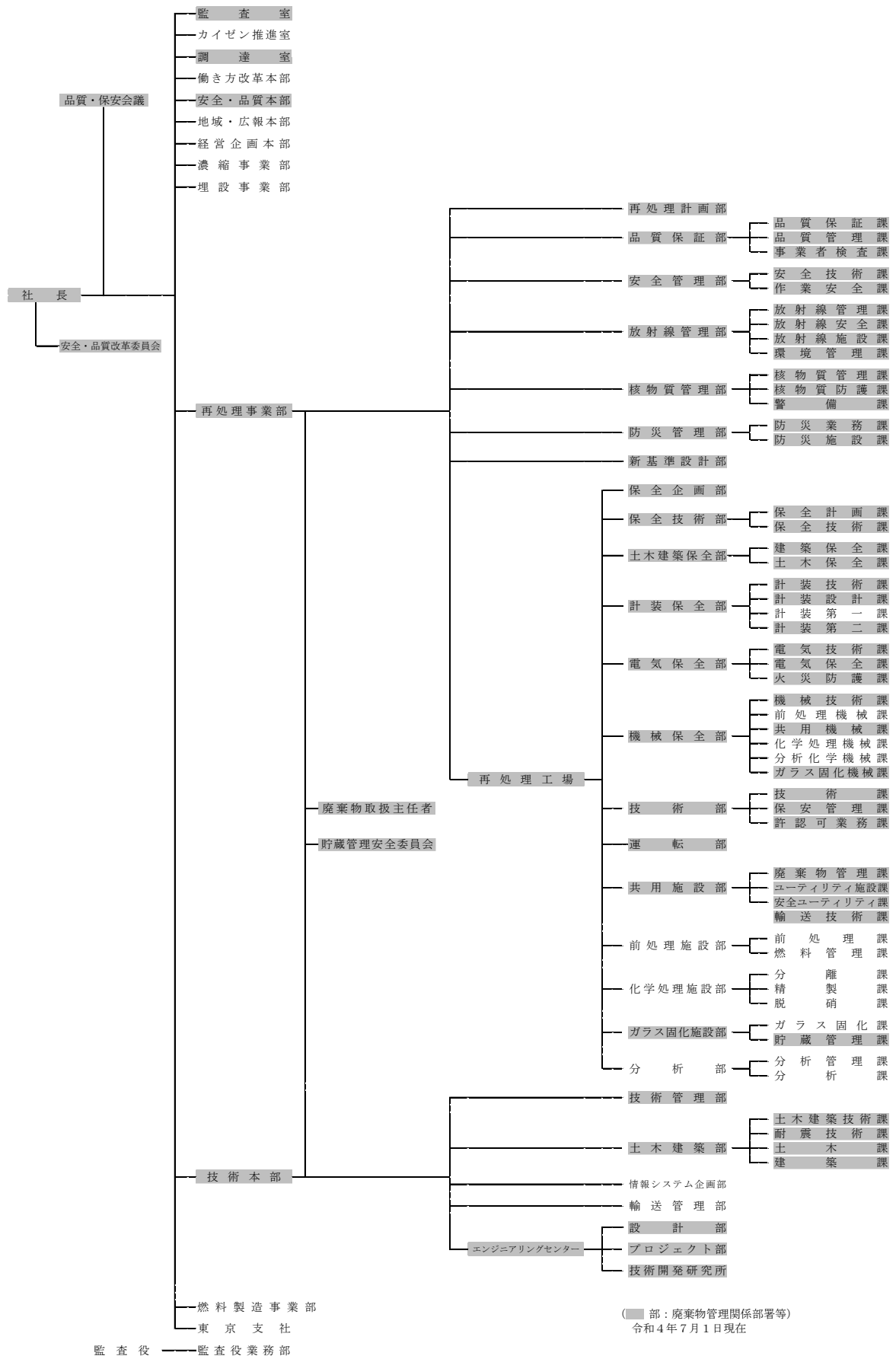
プロセス		主管箇所
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	再処理事業部 再処理工場 共用施設部, ガラス固化施設部 調達室※
3.4	本申請における調達管理の方法	

※：「3.4 本申請における調達管理の方法」のみ実施。

第 3.2-1 表 本申請における設計の各段階及び調達
(事業変更許可本文六号との関係)

各段階			事業変更許可 本文六号の対 応項目	概 要
設計	3.3	本申請にお ける設計に 係る品質管 理の方法	G. c. (a) 設計開発計画	本申請及びこれに 付随する基本設計 を実施するための 計画
	3.3.1	設計に用い る情報の明 確化	G. c. (b) 設計開発に用 いる情報	本申請及びこれに 付随する基本設計 の要求事項の明確 化
	3.3.2(1) ※	申請書作成 のための設 計	G. c. (c) 設計開発の結 果に係る情報	本申請における申 請書作成のための 設計
	3.3.2(2)	設計のアウト プットに対 する検証	G. c. (e) 設計開発の検 証	本申請及びこれに 付随する基本設計 の妥当性のチェッ ク
	3.3.3 ※	設計におけ る変更	G. c. (g) 設計開発の変 更の管理	設計対象の追加や 変更時の対応
調達	3.4	本申請にお ける調達管 理の方法	G. d. 調達	本申請に必要な設 計に係る調達管理

※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



第3.1-1 図 組織図

2 章 補足説明資料

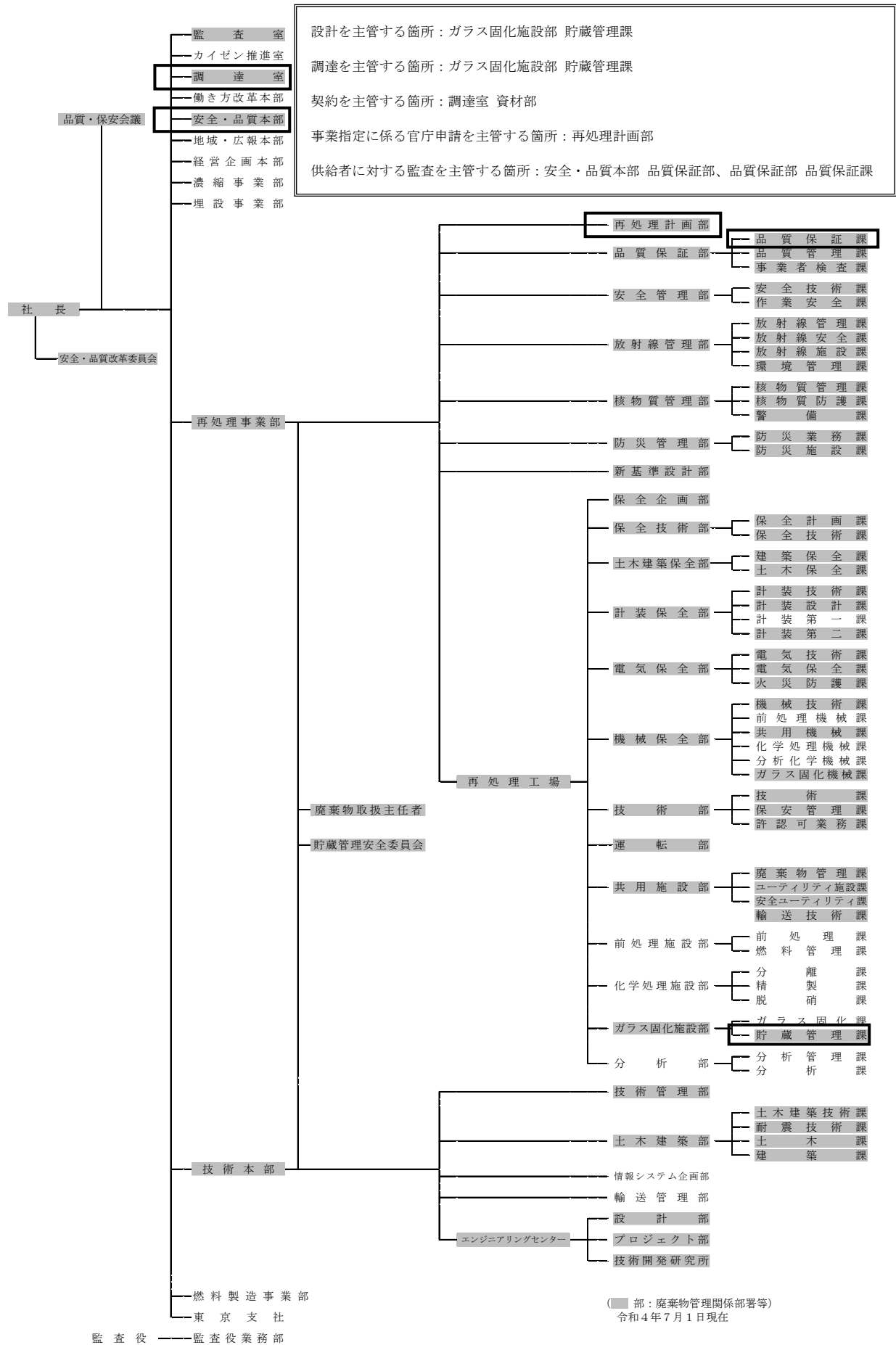
廃棄物管理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト

変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	本申請における設計および調達に係る組織	2022/7/11	0	
補足説明資料2-1	貯蔵管理課 設計レビュー記録	2022/7/11	0	
補足説明資料2-2	貯蔵管理課 設計の計画	2022/7/11	0	
補足説明資料2-3	貯蔵管理課 設計要求事項検討表	2022/7/11	0	
補足説明資料2-4	貯蔵管理課 設計図書チェックシート	2022/7/11	0	
補足説明資料2-5	申請書案チェックシート	2022/7/11	0	
補足説明資料2-6	再処理安全委員会 審議結果受理書	2022/7/11	0	
補足説明資料2-7	品質・保安会議 審議結果	2022/7/11	0	
補足説明資料2-8	稟議書「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請の実施について」	2022/7/11	0	
補足説明資料2-9	貯蔵管理課 設計の計画および設計要求事項検討表(旧版含む)	2022/7/11	0	
補足説明資料3-1	貯蔵管理課 ファイル背表紙	2022/7/11	0	
補足説明資料4-1	本申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の活動実績無しに係る説明	2022/7/11	0	

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 1-1



本申請における設計および調達に係る組織

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-1

文書管理番号：(U2-FK30-20E00-014)

承認	審査			作成
設計主管課長	副長	副長	主任	担当

設計レビューの結果の記録

1. 件名 固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用

2. 日時

2021年1月26日 15:30 ~ 16:20

3. 場所

再処理事務所南棟8階 役員小会議室

4. 出席者

設計審査委員長： ██████████ 委員： ██████████

貯蔵管理課： ██████████

廃棄物管理課： ██████████

保全企画部： ██████████

事務局（技術課）： ██████████

5. 設計レビュー区分

安全委員会 設計審査委員会 設計主管課主催

6. 設計レビューの内容・資料

設計審査委員会申請書、設計管理表（審査票）、設計の計画、設計要求事項検討表

7. 設計レビューの結果

(1) 設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価した結果

再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋（第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系）の廃棄物管理施設との共用について、要求事項である廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準への適合性への影響について確認した結果、設計方針への影響がないことを確認した。

(2) 問題点および必要な処置の提案結果

特になし（設計要求事項検討表の軽微な修正（事務局確認）を以って審査完了とする）

以上

当該設備の設計に関する専門家：貯蔵管理課 ██████████

██████████ については商業機密の観点から公開できません。

設計審査委員会レビュー結果書

1. 件名	固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用
2. 実施日	2021年1月26日(火) 16:00~16:30
3. レビュー結果	<p>本レビューの議事録の「7. 質疑」に示すコメントを設計要求事項検討表に反映することで承認とする。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 設計審査委員会 委員長</p>
4. コメント回答	<p>本レビューの審査結果に基づき、設計要求事項検討表の記載を見直しコメントの反映を行いました。</p> <p style="text-align: right;">2021年1月29日 ガラス固化施設部 貯蔵管理課</p>
5. 確認	<p style="text-align: right;">年 月 日 設計審査委員会 委員長</p>

■については商業機密の観点から公開できません。

文書管理番号：(U2-FK30-20E00-013)

承認	審査			作成
設計主管課長	副長	副長	主任	担当

設計レビューの結果の記録

1. 件名 固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用の設計の計画
2. 日時
2021年1月25日 16:00 ～ 17:00
3. 場所
再処理事務所南棟6階 打合せスペース
4. 出席者
貯蔵管理課 : XXXXXXXXXX
5. 設計レビュー区分
安全委員会 設計審査委員会 設計主管課主催
6. 設計レビューの内容・資料
<設計審査委員会提出資料>
・設計要求事項検討表、AAWB申請書(案)、ADRB申請書(案)、安全審査 整理資料
設計管理表(審査票)
7. 設計レビューの結果
(1)設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価した結果
設計要求事項検討表(rev.1)のアウトプットについて、要求事項である規則に対する確認結果が表及び添付資料としており、要求事項を満足していることを確認した。
(2)問題点および必要な処置の提案結果
特になし。

以上

XXXXXXXXXX については商業機密の観点から公開できません。

文書管理番号：(U2-FK30-20E00-012)

承認	審査			作成
設計主管課長	副長	副長	主任	担当

設計レビューの結果の記録

1. 件名 固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用の設計の計画
2. 日時
2021年1月21日 10:00 ~ 11:00
3. 場所
再処理事務所北棟地下1階 第会議室2
4. 出席者
 保全企画部： ██████████
 新增設プロジェクトG 兼 再処理計画部 計画G： ██████████
 放射線施設課： ██████████
 貯蔵管理課： ████████████████████
 廃棄物管理課： ████████████████████
5. 設計レビュー区分
安全委員会 設計審査委員会 設計主管課主催
6. 設計レビューの内容・資料
 ・設計要求事項検討表委、AAWB申請書(案)、ADRB申請書(案)、安全審査 整理資料
 設計管理表(審査票)
7. 設計レビューの結果
 (1)設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価した結果
 上記、設計レビューに係る資料について、受け入れ先である廃棄物管理課の資料と摺り合わせ、内容確認を行い、整合していることを確認した。
 (2)問題点および必要な処置の提案結果
 特になし。

以上

██████████ については商業機密の観点から公開できません。

文書管理番号：(U2-FK30-20E00-010)

承認	審査			作成
設計主管課長	副長	副長	主任	担当

設計レビューの結果の記録

1. 件名 固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用の設計の計画
2. 日時
2021年1月18日 15:00 ~ 16:00
3. 場所
再処理事務所南棟6階 打合せスペース
4. 出席者
貯蔵管理課 : ██████████
廃棄物管理課 : ██████████
5. 設計レビュー区分
安全委員会 設計審査委員会 設計主管課主催
6. 設計レビューの内容・資料
・設計要求事項検討表委、AAWB申請書(案)、ADRB申請書(案)、安全審査 整理資料
設計管理表(審査票)
7. 設計レビューの結果
(1)設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価した結果
設計要求事項検討表におけるインプット及びアウトプットについて、廃棄物管理施設(搬出側)と再処理施設(受入側)で整合しており妥当であることを確認した。
(2)問題点および必要な処置の提案結果
特になし。

以上

██████████ については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-2

文書管理番号：U2-FK30-20E00-009-01

承認	審査				作成
ガラス固化施設部長	貯蔵管理課長	貯蔵管理課課長	貯蔵管理課副長	貯蔵管理課副長	主任
[Redacted]					

協議	協議	協議
事業者検査 課長	許認可業務 課長	計画 G L
[Redacted]		

件名：固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋
の廃棄物管理施設との共用の設計の計画

改訂 1

再処理事業部 再処理工場

ガラス固化施設部 貯蔵管理課

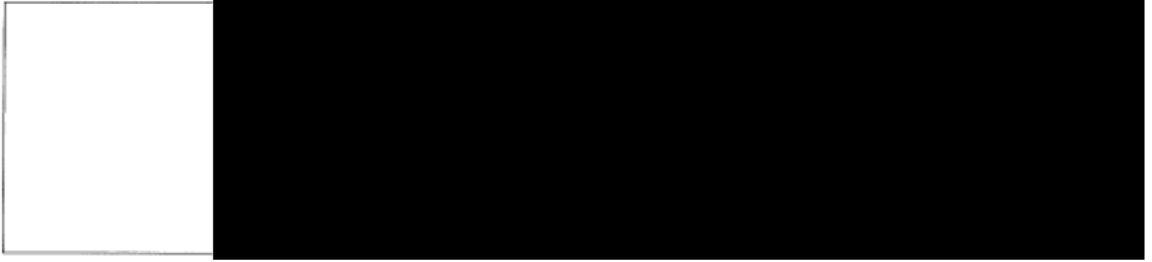
■ については商業機密の観点から公開できません。

改訂年月日	改訂 番号	改訂来歴	承 認 者	審 査 者	作 成 者
2020年10月19日	0	新規作成	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2021年2月18日	1	[Redacted]			

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。

1. 実施区分・ 内容	[Redacted]
2. 検討内容	[Redacted]

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。




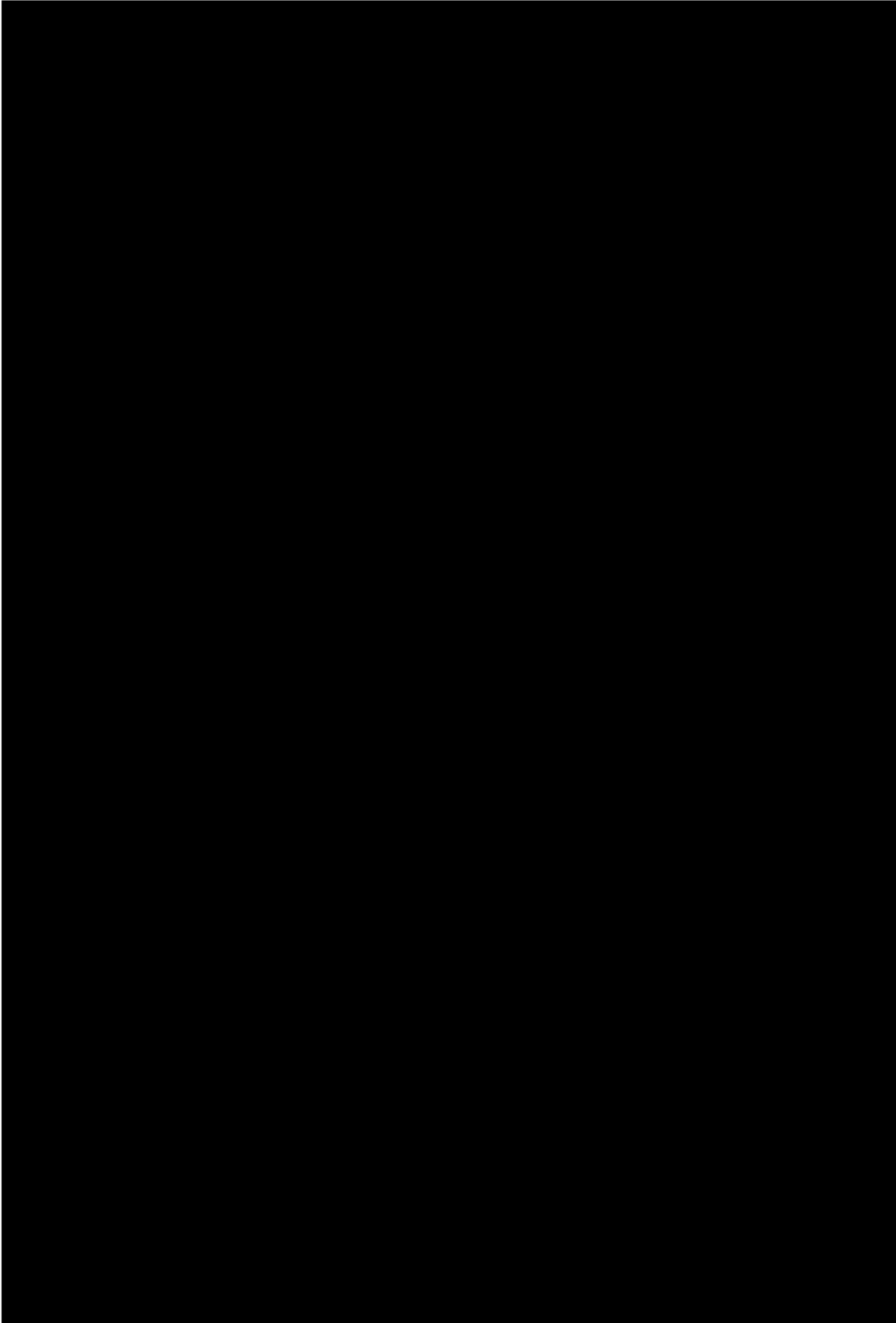
■については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の
計画

■ については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の 計画	
4. 他設備への 影響確認	

 については商業機密の観点から公開できません。



■ については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-3

設計要求事項検討表 (件名：固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用)

設計に用いている情報(インプット)	設計(検討)内容	設計の結果に係る情報(アウトプット)*2
<p>1. 機能および性能に係る要求事項 <廃棄物管理施設<の位置、構造及び設備の基準に関する規則> 廃棄物管理施設に係る廃棄物の管理の基準に関する規則の適用性について検討する。 本変更により影響を受ける設計方針等は、「第二条 用途等」、「第十一条 安全機能を有する施設」、「第十七条 廃棄施設」が該当する。</p> <p>(廃棄等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直達漏れ及びスカイライン漏れによる事業所周辺の汚染を十分に低減できるように、用途その用途に適合する構造を有する施設とすべきである。 第三条 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他の作業室内の人が立ち入る場所における汚染を低減できる構造を有する施設とすべきである。 第四条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならぬ。 第五条 安全機能を有する施設は、放射線管理施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一つの廃棄物管理施設において共用する場合には、放射線管理施設の安全性能を損なわないものとなるべきである。 第六条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を確保するための保守又は修理が可能なものでなければならぬ。 第七条 安全機能が確保された施設は、放射線管理施設の安全性能を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。 (廃棄施設) 第十七条 廃棄物管理施設は、周辺区域の外の空気中及び周辺区域の地表における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管・処理する施設を除く。)を設けなければならない。 第十八条 廃棄物管理施設は、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管・処理する施設を設けなければならない。</p>	<p>設計(検討)内容 本変更により影響を受ける設計方針等は、「第二条 用途等」、「第十一条 安全機能を有する施設」、「第十七条 廃棄施設」が該当し、共用により廃棄物管理施設との適合性について検討する。 該当する規則への適合性については、検討結果は以下のとおり。 (用途等) エリアの共用は、その区域となる敷地も共用敷地となっており、敷地により用途を行う。よって、敷地の共用を敷地に追加することはないと判断できない。 また、本変更に伴い、D区画は適切に用途等の計画を定める設計方針に変更はなく、直達漏れ及びスカイライン漏れによる汚染低減等における放射線量の値に影響はないことから、第二条要求を満たす設計であることを確認した。 (安全機能を有する施設) 第二低レベル廃棄物管理施設は、放射線管理施設から発生した放射性物質の汚染を低減するために、放射線管理施設と共用することを確認して保管された放射性物質を管理する施設と共用し、放射線管理施設と共用することにより、十分な容量を確保することから、第十七条要求を満たす設計であることを確認した。</p>	<p>共用による規則適合性については以下のとおり、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく要求事項に対し、廃棄物管理施設の低レベル放射性廃棄物を貯蔵する共用により「第二条 用途等」の設計方針等への影響はない。 (廃棄等) 表「本変更に伴う放射線管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響」及び添付資料1に示す通り、共用により「第十七条 廃棄施設」の設計方針等への影響はない。 (安全機能を有する施設) 表「本変更に伴う放射線管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響」及び添付資料2に示す通り、共用により「第十七条 廃棄施設」の設計方針等への影響はない。 (廃棄施設) 表「本変更に伴う放射線管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への影響」及び添付資料3に示す通り、共用により「第十七条 廃棄施設」の設計方針等への影響はない。</p>
<p>2. 従前の類似した設計から得られた情報(インプット)として適用可能なものなし。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>
<p>3. 関係法令 放射性物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>	<p>1. 参照</p>	<p>1. 参照</p>
<p>4. その他設計に必要な要求事項 なし。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>
<p>*2 設計の結果に係る情報(アウトプット)の記載時は、下記の項目に適合していることを口頭にてチェックすること。 回設計に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 日調議、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な権限を提供するものであること。 日台許可定基準を定めること。 日機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>設計の結果に係る情報(アウトプット)の記載時は、下記の項目に適合していることを口頭にてチェックすること。 回設計に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 日調議、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な権限を提供するものであること。 日台許可定基準を定めること。 日機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>改正年月日 2020.10.22 新規作成 0</p> <p>Rev 0</p> <p>作成 0</p>

*1：インプットの適用性のレビューを含む。

については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-4

設計図書チェックシート

図書番号	改訂	コメント処理票番号	部署名
-	-	-	貯蔵管理課
図書名称	固体廃棄物貯蔵に係る再処理低レベル廃棄物貯蔵建屋の廃棄物管理施設との共用に係る 設計審査委員会資料 (設計審査委員会添付資料より事業変更許可申請書を作成するため、設計審査委員会資料をもって設計の 検証を行う)		

○:問題なし、×:問題あり、-:該当なし

検証年月日	[Redacted]				照合資料	特記事項
検証者捺印	[Redacted]					
再処理事業部 設計図書記載程度マニュアル	-	-	-	-	-	
再処理事業部 設計管理基準*1	-	-	-	-	-	
技術検討書	-	-	-	-	-	
関連する設計図書	-	-	-	-	-	
法令、指針等	○	○	○		X	事業許可 基準規則
不適合等処理票	-	-	-	-	-	
設計要求事項検討表	○	○	○		a	設計要求事項 検討表
設工認図書、事業指定(許可)申請書との照合	○	○	○		a	事業許可申請 書

*1 「再処理事業部 設計管理基準」に規定する関連文書(再処理事業部 施工管理基準等)を含む。

照合資料	A 設計基本条項	G 処理能力図	M 設計根拠書	S ユーティリティリスト	Y 品質保証計画書
	B 施設説明書	H 取支図	N データシート	T 単線結線図	Z 建設工程
	C 取合い要件書	I 系統図	O 機器リスト	U 機器配置図	a その他
	D 設計方針書	J 重要度分類	P ラインスペック	V 配管図	
	E 設備説明書	K 各種計算書	Q 負荷リスト	W ダクト配置図	
	F 工程図	L 各種評価書	R 容量リスト	X 法規・指針適合性	

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-5

申請書案チェックシート

担当項目: (廃)添付書類ニ(技術的能力)

	所属	氏名	確認日
一次チェック者	再処理課 計画G		2021.4.7
二次チェック者	再処理計画部 計画G		2021.4.7

担当項目責任者

※3/18(水)締め、申請日の延期と踏戻、再処理BW変更(2021.3.現在→2021.4.1現在)の実施、

レ:チェック済み、一:該当なし

No.	確認項目	チェック欄		備考 (エビデンス等)
		一次	二次	
1	計画Gが提示した最新版の電子データを用いて申請書案を作成したか。	✓	✓	
2	作成すべき申請書案が抜けなく作成されているか。	✓	✓	
3	申請書案について、関連する部署へ確認をとったか。	✓	✓	(確認した関連部署) 品質保証部
4	申請書案の記載の適切性の確認			
①	・信頼性のある出典元(参考文献等)から引用しているか、出典元と整合しているか。	—	—	(申請書案と参考文献等)
②	・申請書案の記載内容に誤字・脱字、表現不備および体裁の不備・不整合がないか。	✓	✓	(申請書案)
③	・申請書案内(本文と添付書類間 等)で表現および体裁の不整合がないか。	✓	✓	(申請書案) ※本文と添付書類間 等を比較して確認すること

■ については商業機密の観点から公開できません。

様式 2

申請書(事務局作成箇所)チェックシート

(麻) 添付書類二 (技術的能力)

	所属	氏名	確認日
一次チェック者	再処理部 計画G		2021.4.7
二次チェック者	再処理計画部 計画G		2021.4.7

事務局責任者

※ 3/18チェック済み、申請日の延期を踏まえ、再チェック及び変更(2021.3.1→2021.4.1)の完了。

レ: チェック済み、一: 該当なし

No.	確認項目	チェック欄		備考 (エビデンス等)
		一次	二次	
1	表紙は適切か。(前回許可時を参考)	✓	✓	
2	本文の変更箇所の説明は適切か。(前回許可時を参考)	✓	✓	
3	添付書類の変更内容説明書の記載は適切か。(前回許可時を参考)	✓	✓	
4	担当項目責任者から提出された申請書案は全て申請書に取り込んでいるか。	✓	✓	(申請書と前後表)
5	誤字・脱字および体裁等の不備・不整合がないか。	✓	✓	(申請書)

■ については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-6

貯蔵管理安全委員会諮問要請・審議結果受理書
(事業部長)

A3-12-19-002-42
様式-2

E安全委員会 (審議) E-20-21-1・E-20-25-1

事務局確認

諮問要請部署：再処理計画部 計画グループ				
承認	審査			作成
部長	課長・GL	課長	副長	主任

諮問内容	件名	廃棄物管理事業変更許可申請の実施について	
	概要	再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系(第1貯蔵系)の共用に係る変更	
	審議事項	<p>事業部長確認を省略する審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する事項 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 <input type="checkbox"/> 保安規定の変更 <input type="checkbox"/> 保安規定に基づく品質マネジメントシステム計画の表1および表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定() (保安規定第3条の4) <input type="checkbox"/> 保安規定に基づく計画() (保安規定第 条) <input type="checkbox"/> 保安規定第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価結果およびこれに基づく長期施設管理方針(保安規定第28条) <input type="checkbox"/> 保安規定第59条に基づく定期的な評価の結果 <input type="checkbox"/> 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項(「再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」に基づくマネジメントレビューへのインプット) <input type="checkbox"/> 安全上重要な施設の安全機能に係る設計の設計レビュー(再処理事業部 設計管理要領) <input type="checkbox"/> 事業者対応方針(事業者対応方針管理規程) <input type="checkbox"/> 再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画の作成および変更 <p>事業部長確認を行う審議事項</p> <p>事業部長が必要と認める事項として貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取り組みについて」(事業者対応方針)に基づく保安上重要な事象に係る計画および実施結果 <input type="checkbox"/> その他保安上必要な事項として事業部長が諮問する事項 	事業部長 ()

貯蔵管理安全委員会開催日： 2021年1月29日, 2021年3月19日			
廃棄物取扱主任者		貯蔵管理安全委員会委員長	
議事録の廃棄物取扱主任者意見欄記載のとおり。		審議結果を議事録のとおり報告する。	

事業部長受理	
貯蔵管理安全委員会の審議結果に係る報告を受理する。	

※太線内は、申請課が記入。

[] については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-7


	以上
主任者等の 意見	特になし。
	品質・保安会議の結果について議長より報告を受けた。 (意見) あり・なし
	2021年3月3日 社長 [Redacted]

社外秘 品質計画G 20210329

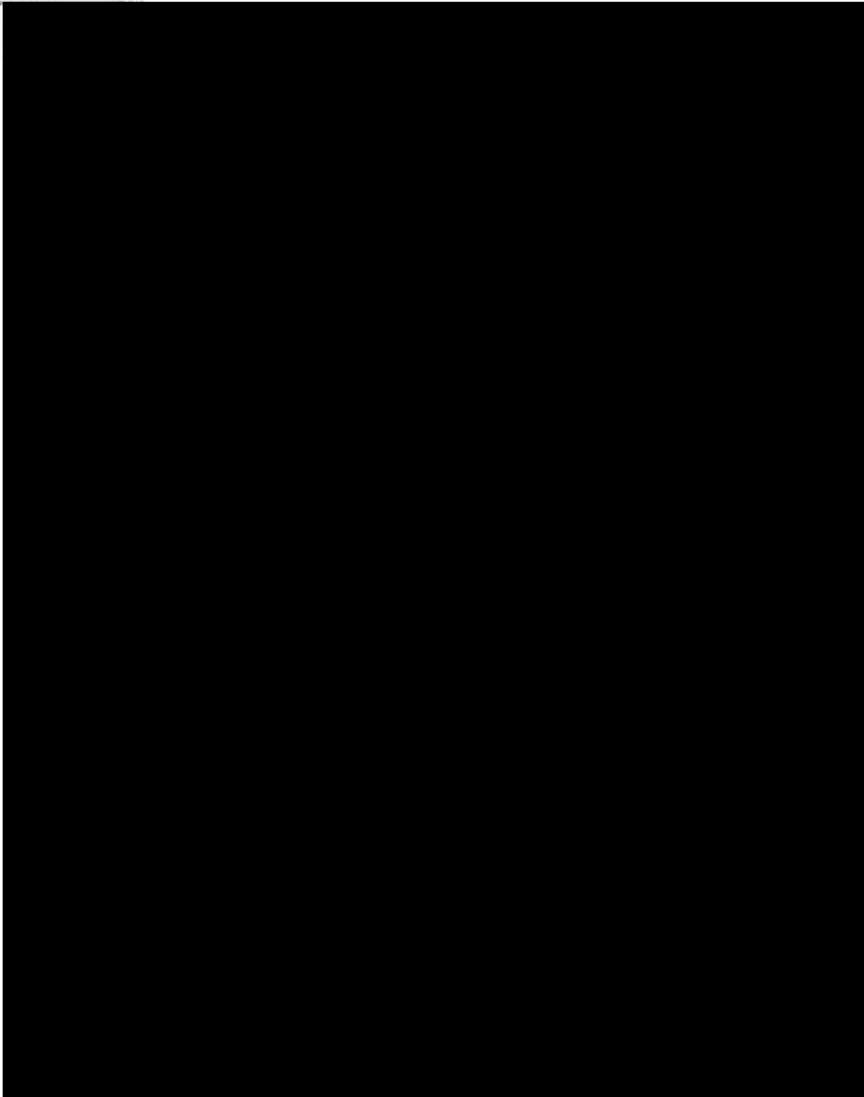
2

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。

第303回 品質・保安会議 結果報告書


議長
年 月 日



以下のとおり、品質・保安会議の結果について社長に報告する。

日 時 場 所	2021年4月23日(金) 9:30~10:10 ①事務本館/役員会議室 ②事務本館/702会議室 ③再処理事務所/役員大会議室 ④濃埋事務所/2階会議室 ⑤三沢サテライトオフィス
議題と審議 結果	

	
主任者等の 意見	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>特になし。</p>

品質・保安会議の結果について議長より報告を受けた。
 (意見) あり・なし

2021年4月26日
 社長 

 については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-8

社外秘

0000

決 裁	社長 [REDACTED]	決 裁 前 確 認	再処理事業部長 再処理事業部 [REDACTED]	稟議記番号 2021再計稟第0017号 2021年 4月 23日 立案 2021年 4月 26日 決裁		
	合 議	安全・品質本部 部長 [REDACTED]	審 査	再処理総務GL [REDACTED]	通 知	[REDACTED]
					立 案	
再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請の実施について					再処理計画部 計画G	
件 名					計 画	
再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請の実施について					区 分	
[REDACTED]					[実 施]	
[REDACTED]						
(本頁以下余白)						

 日本原燃株式会社

[REDACTED] については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 2-9

文書管理番号：U2-FK30-20E00-009

承認	審査			作成
ガラス固化施設部長	貯蔵管理課長	貯蔵管理課課長		主任
[Redacted]				

協議	協議	協議
事業者検査 課長	許認可業務 課長	計画 GL
[Redacted]		

件名：固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋
の廃棄物管理施設との共用の設計の計画

再処理事業部 再処理工場

ガラス固化施設部 貯蔵管理課

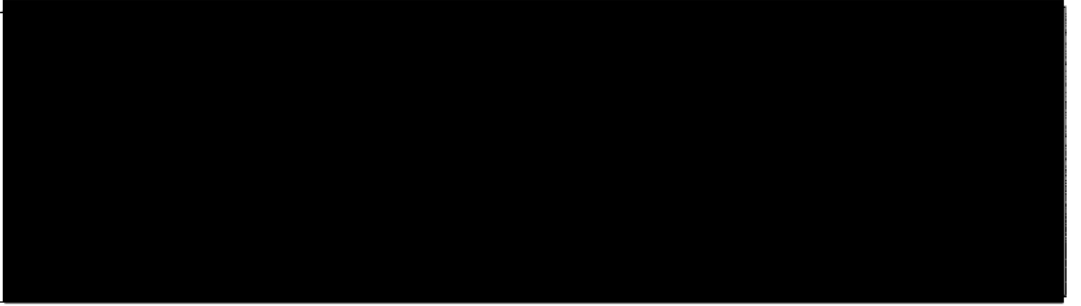
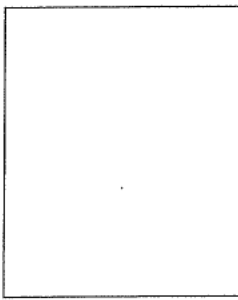
■については商業機密の観点から公開できません。

改訂年月日	改訂 番号	改訂来歴	承 認 者	審 査 者	作 成 者
2020年10月19日	0	新規作成	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted] については商業機密の観点から公開できません。

1. 実施区分・
内容

2. 検討内容




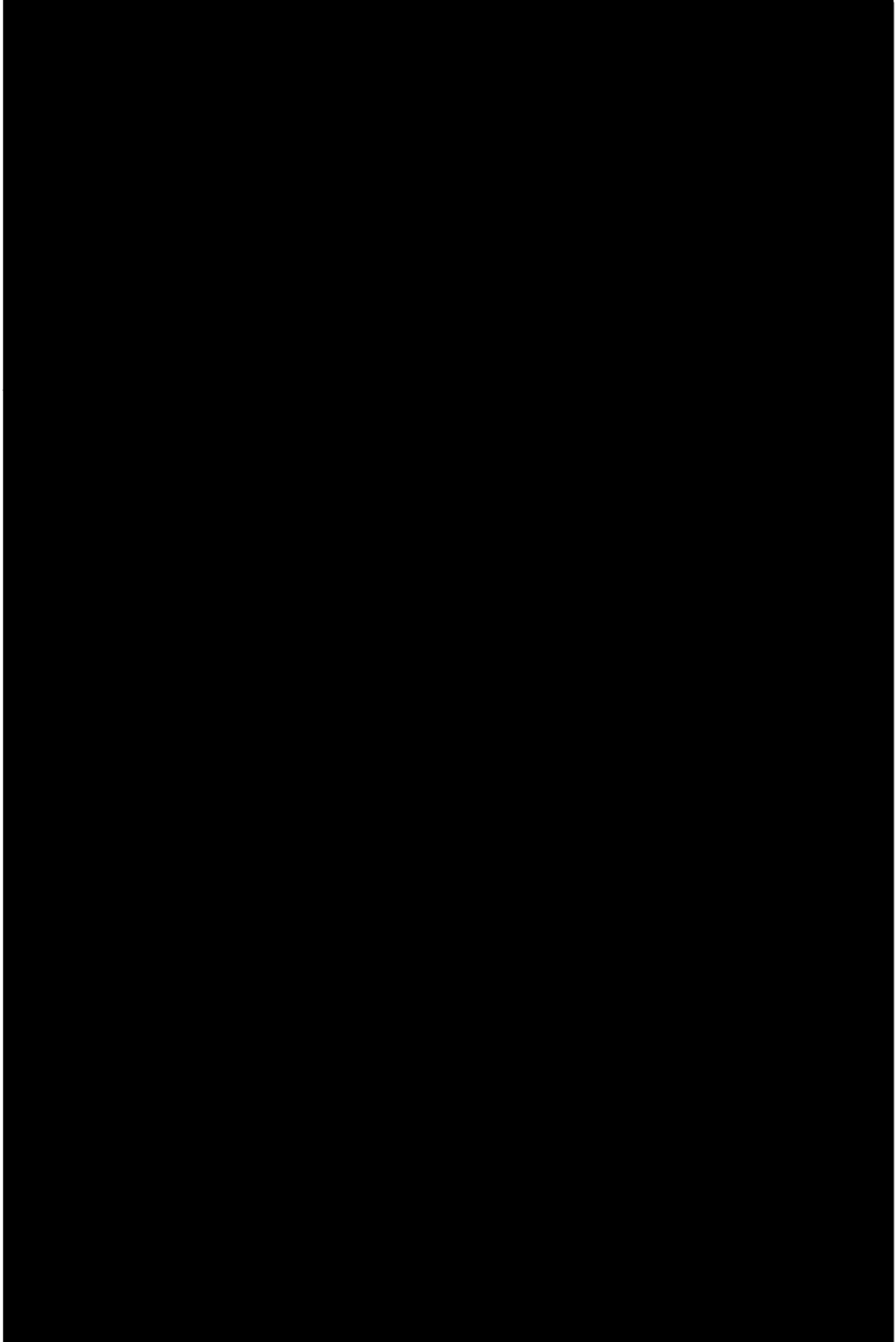
■ については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の
計画

■については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の 計画	
4. 他設備への 影響確認	

 については商業機密の観点から公開できません。



管理番号（廃棄物管理課）：R1-AG01-20D03-001

管理番号（貯蔵管理課）：U2-AG01-20E00-013

承認		審査					作成	
再処理事業部長	副事業部長	再処理工場長	再処理計画部長	共用施設部長	貯蔵施設部長	放射線管理部長	廃棄物管理課長	貯蔵管理課長

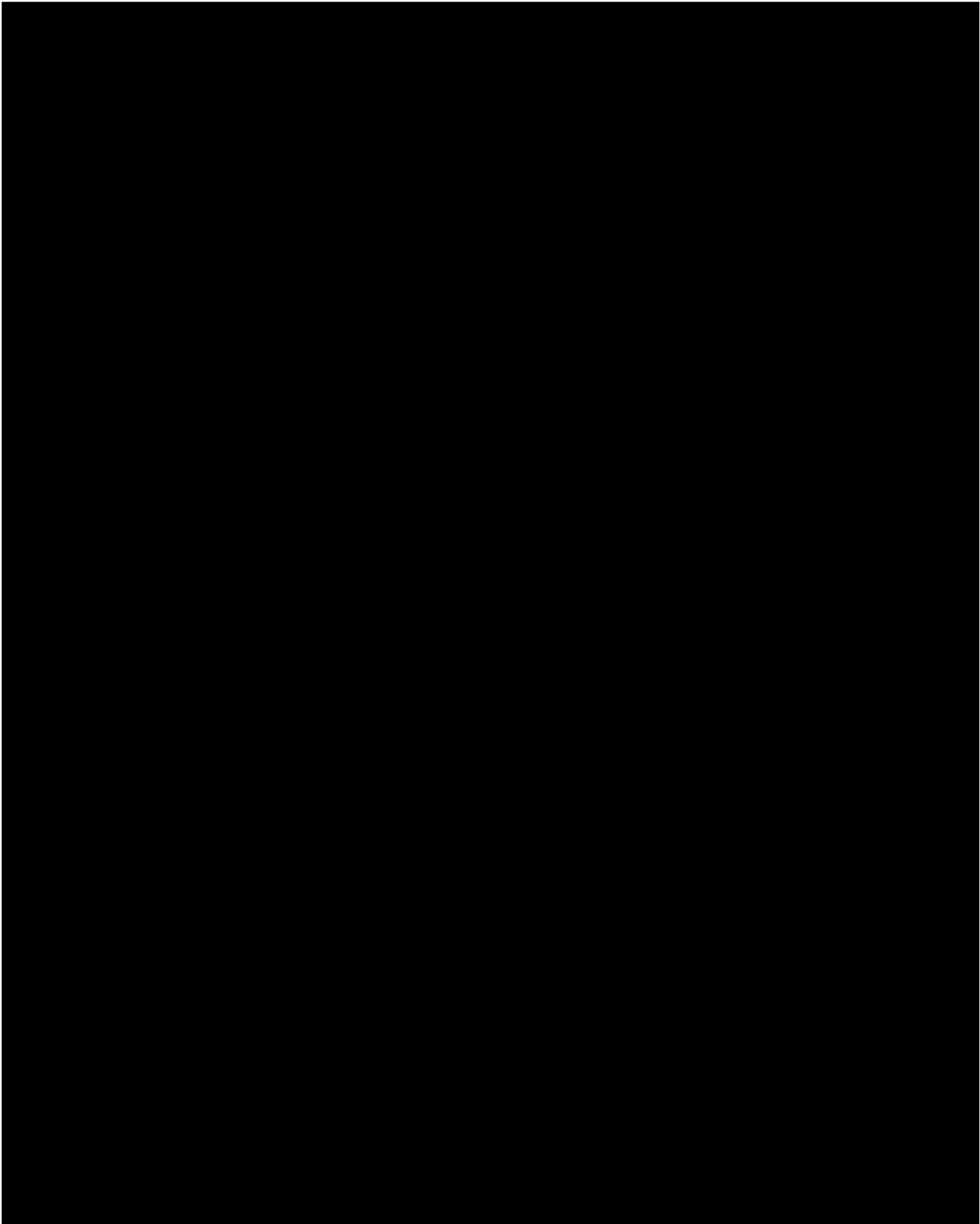
固体廃棄物貯蔵に係る
再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋の
廃棄物管理施設との共用に関する実施方針

2020年10月

共用施設部 廃棄物管理課

ガラス固化施設部 貯蔵管理課

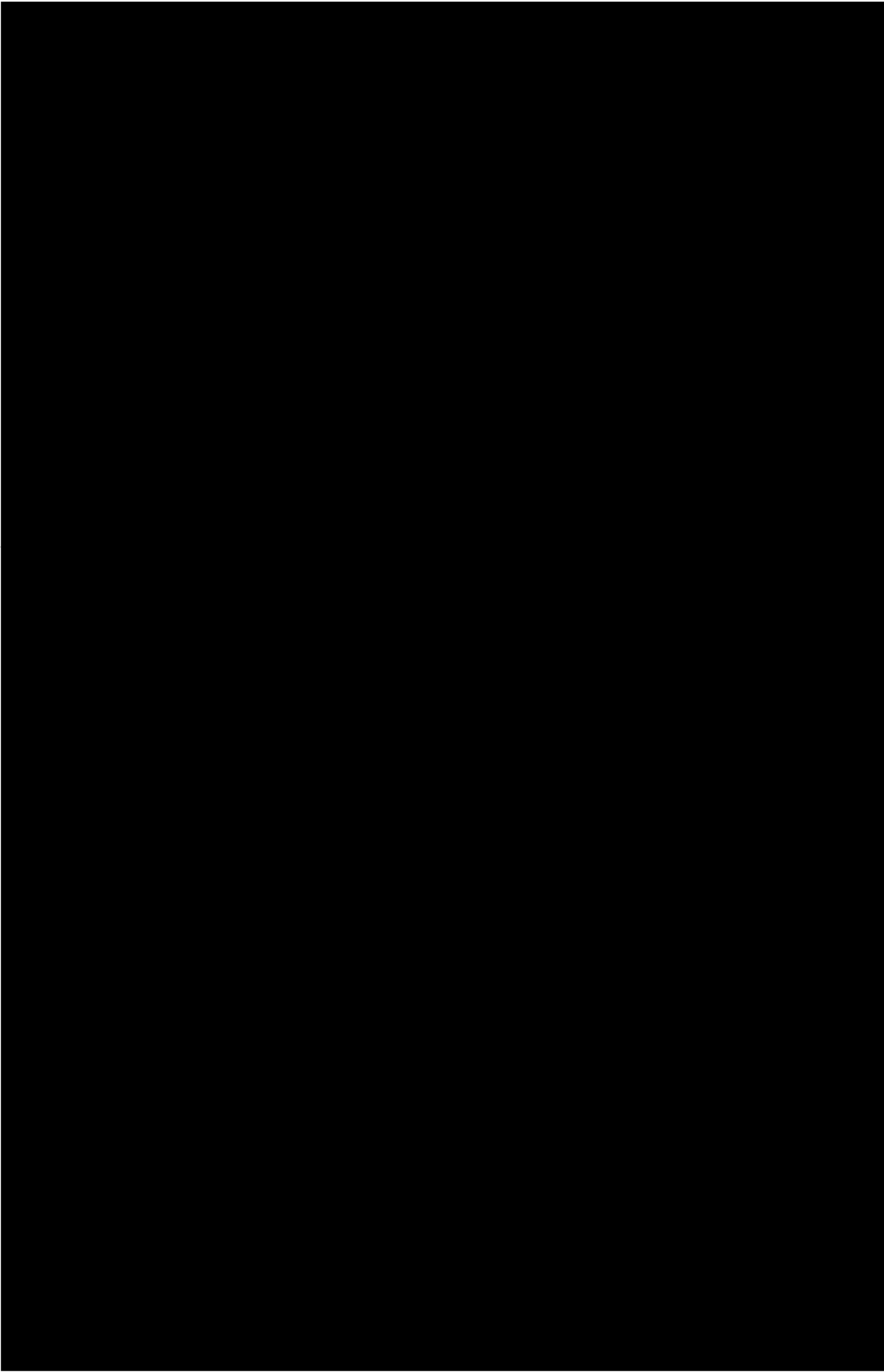
■については商業機密の観点から公開できません。

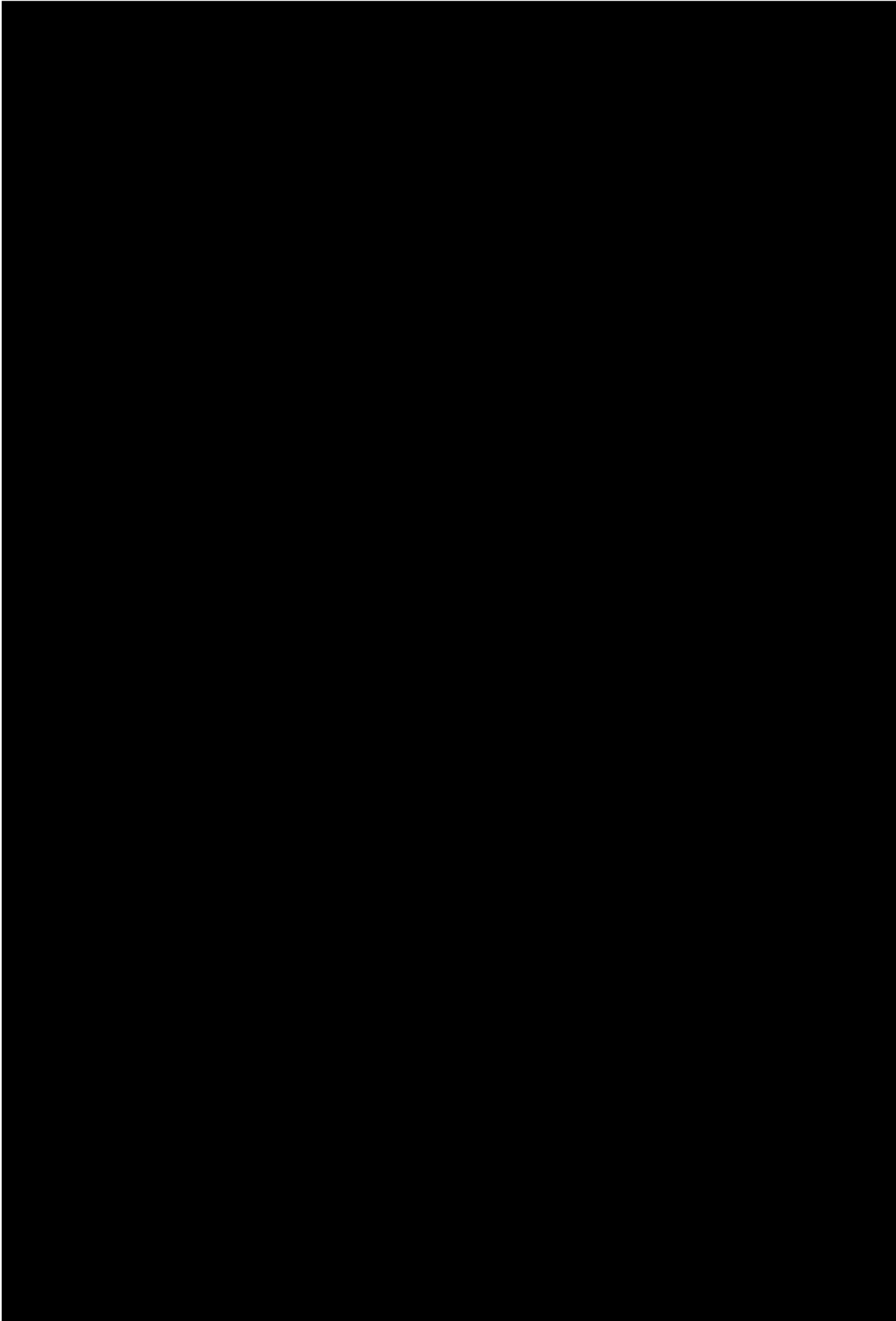


■については商業機密の観点から公開できません。



については商業機密の観点から公開できません。

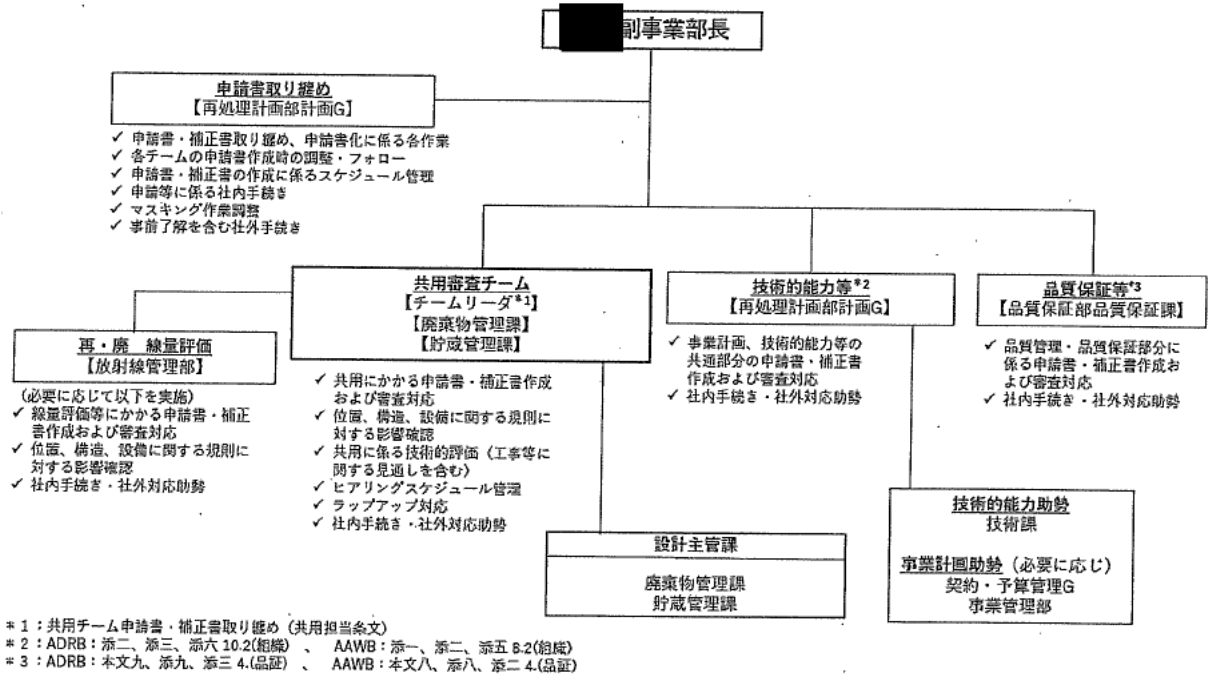




4. その他

(1) 検討体制及び役割

本方針に基づく具体的な技術検討、再処理事業及び廃棄物管理事業に係る事業変更許可申請、安全審査等に係る体制を以下に示す。



再処理施設 低レベル廃棄物貯蔵建屋の共用に係る体制

以上

■ については商業機密の観点から公開できません。

文書管理番号：U2-FK30-20E00-009-01

承認	審査				作成
ガラス固化施設部長	貯蔵管理課長	貯蔵管理課課長	貯蔵管理課副長	貯蔵管理課副長	主任
[Redacted]					

協議	協議	協議
事業者検査 課長	許認可業務 課長	計画 GL
[Redacted]		

件名：固体廃棄物貯蔵に係る再処理施設低レベル廃棄物貯蔵建屋
の廃棄物管理施設との共用の設計の計画

改訂 1

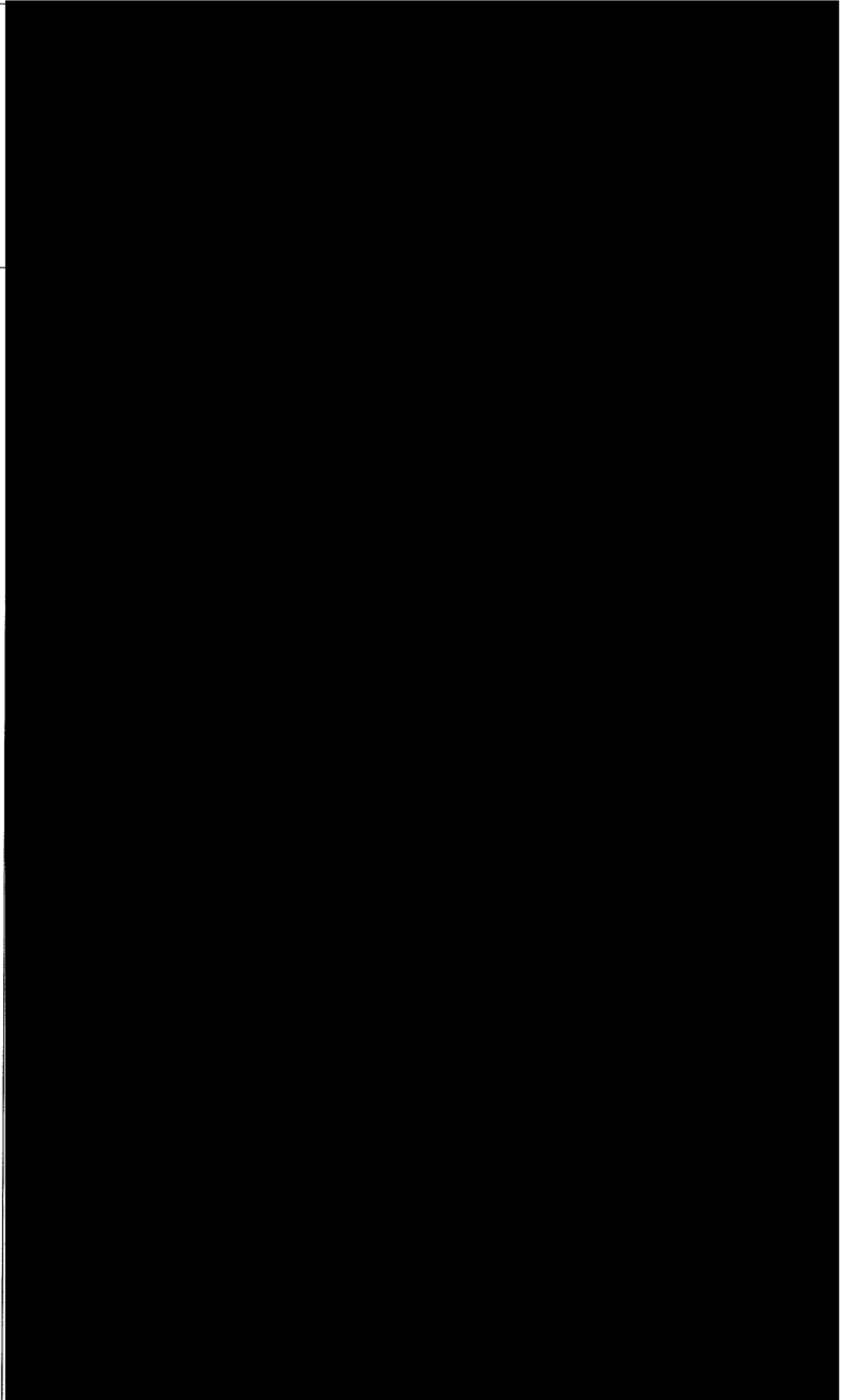
再処理事業部 再処理工場

ガラス固化施設部 貯蔵管理課

■ については商業機密の観点から公開できません。

改訂年月日	改訂 番号	改訂来歴	承 認 者	審 査 者	作 成 者
2020年10月19日	0	新規作成	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2021年2月18日	1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED] については商業機密の観点から公開できません。

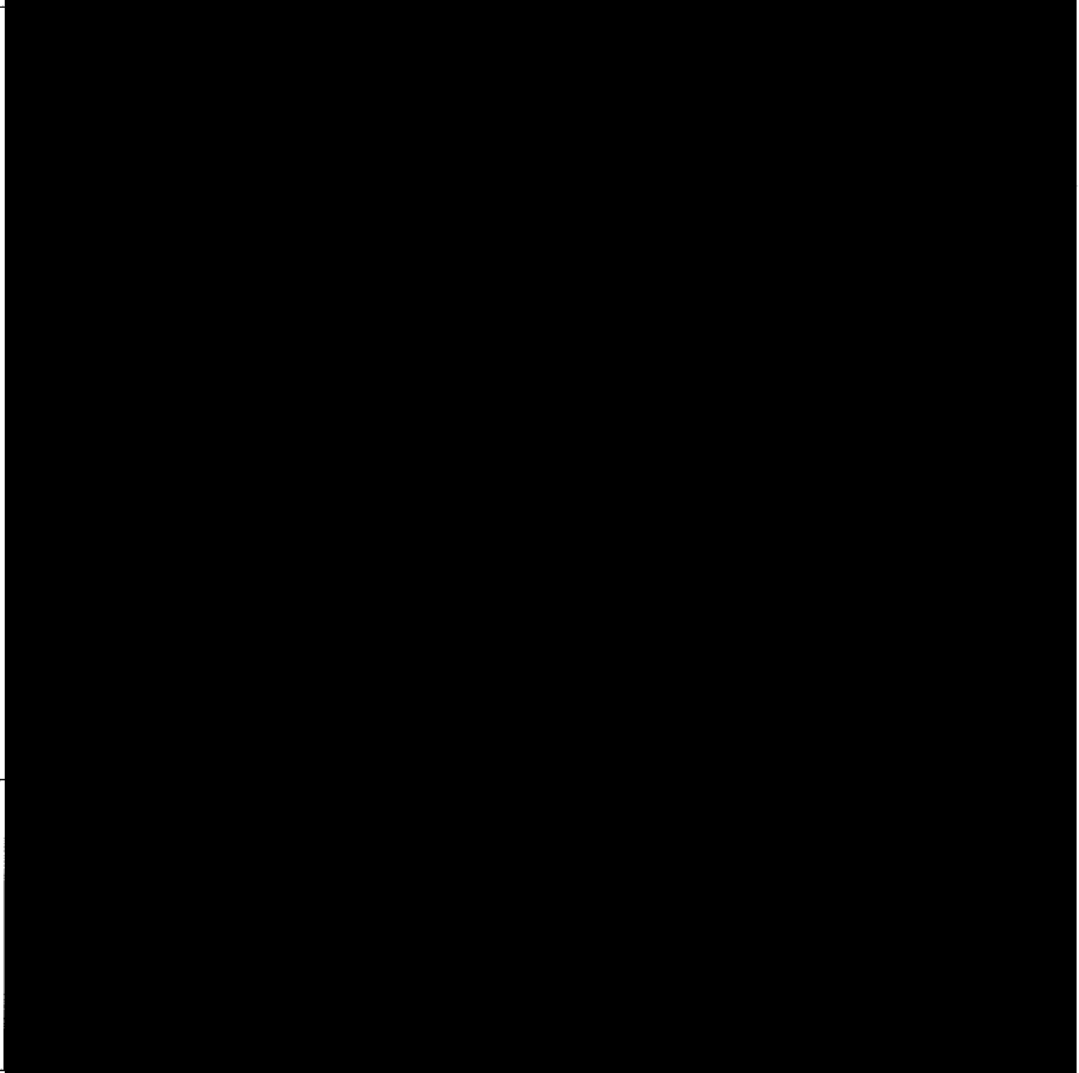
1. 実施区分・ 内容	
2. 検討内容	




■については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の
計画

■については商業機密の観点から公開できません。

3. 設計の 計画	
4. 他設備への 影響確認	

 については商業機密の観点から公開できません。

令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 3-1

GM00000096117

GA	-	00
E00	-	1035

【工事図書】
機器点検

（低2
設計レ0
のベル2
計の0
画計年度
）廃棄物
貯蔵建屋
との共用

VOL. 1



執務室内(H2)

所属	ガラス固化施設部 貯蔵管理課
期間	
キャビネット No.	

GM000000100205

GA	-	00
E00	-	1044

【工事図書】
機器点検

（低2
設計レ0
のベル2
計の0
画計年度
）廃棄物
貯蔵建屋
との共用

VOL. 2



執務室内(H2)

所属	ガラス固化施設部 貯蔵管理課
期間	
キャビネット No.	

ファイル背表紙

令和4年7月11日 R0

補足説明資料 4-1

本申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の活動実績無しに係る説明

添付書類八の各項について、本申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の活動実績が無い箇所について以下のとおり説明する。

3.3.2(1)について、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋と廃棄物管理施設との共用（以下「DB建屋の共用」と表記）においては、解析を用いた評価を行う業務は無いことから「調達による解析」および「手計算による自社解析」は実施していない。

3.4について、前項のとおりDB建屋の共用においては調達を実施していない。

4. および5. について、設計及び工事の計画に係る品質管理として設計及び工事の計画の変更の認可申請書に記載する「設計および工事に係る品質マネジメントシステム」および同添付書類「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」にて改めて説明する。

以上